

お子さんの定期予防接種に関するお知らせ

健康推進課 ☎内線4203

接種開始の時期に合わせて、予診票を発送します。お子さんを病気から守るため、計画的に接種を受けましょう。

※転入した方は「予防接種・健診連絡票」をご提出ください。

所 市内および武蔵野市・調布市・小金井市・世田谷区・杉並区の協力医療機関 物 予診票、母子健康手帳

種類	対象年齢	接種回数	予診票発送時期
ロタウイルス	6週～24または32週	2回 または3回	生後2カ月ごろ
B型肝炎	1歳未満	3回	生後2カ月ごろ
ヒブ(インフルエンザ菌b型)	2カ月～5歳未満	4回(※1)	生後2カ月ごろ
小児用肺炎球菌	2カ月～5歳未満	4回(※1)	生後2カ月ごろ
BCG(結核)(※2)	おおむね3カ月～1歳未満	1回	生後3カ月ごろ
4種混合(3種混合・不活性ポリオ)	3カ月～7歳6カ月未満	4回	生後3カ月ごろ
麻しん(はしか)・風しん混合(MR)(1期)	1～2歳未満	1回	1歳の誕生日ごろ
水痘(水ぼうそう)	1～3歳未満	2回	1歳の誕生日ごろ
日本脳炎(1期)(※3)	3歳～7歳6カ月未満 (生後6カ月から接種可)	初回2回 追加1回	3歳の誕生日ごろ 4歳の誕生日ごろ
麻しん(はしか)・風しん混合(MR)(2期)	5～7歳未満(小学校就学前の1年間)	1回	該当する年の4月
日本脳炎(2期)(※3)	9～13歳未満	1回	9歳の誕生日ごろ
2種混合	11～13歳未満	1回	11歳の誕生日ごろ
ヒトパピローマウイルス(子宮頸(けい)がん)(※4)	小学6年生～高校1年生の女子	3回	—

※1 接種を生後2～7カ月未満に開始しない場合は回数が異なります。

※2 杉並区の協力医療機関では接種できません。

※3 ・接種を受けていない平成19年4月1日以前生まれの方は20歳の誕生日の前日まで、1期の接種を受けていない19年4月2日～21年10月1日生まれの方は9～13歳未満の間に、特例措置として公費での接種が可能です。希望する方は同課へお問い合わせください。

・ワクチンの供給量が不足しており、1期追加、2期については予診票の発送時期を1年延期しています。

※4 現在、積極的な勧奨を控えています。希望する方は同課へお問い合わせください。

里帰り中などに接種を希望する方は「定期予防接種実施依頼書」が必要です

里帰りなどの理由により、市内および近隣市区の協力医療機関以外での接種を希望する方は、事前に定期予防接種実施依頼書を同課へ申請してください。負担した費用についての助成制度が利用できます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

予防接種のスケジュール管理は「ゆりかごスマイル」で

母子保健モバイルサービス「ゆりかごスマイル」(下記二次元コード)に登録すると、お子さんに合わせた予防接種のスケジュールが自動で作成され、接種日が近くなると通知が届きます。予定日に接種できなかった場合は、新しいスケジュールを自動で組み直します。



子育てを応援！ 便利な機能がたくさん

医療機関一覧

予防接種を行っている医療機関を検索できます。

子どもの健診・講習会・相談

市が実施している乳幼児の健診や離乳食・幼児食講習会などをご案内します。

子どもの成長記録

身長・体重を登録すると、自動的に成長グラフを作成します。お気に入りの写真も登録できます。

8月は障がい者(児)手当の受給資格の更新月です

障がい者支援課 ☎内線2617

所得制限や施設入所などで受給資格が無くなった方でも、前年の所得が再び基準内になった場合や施設を退所した場合は、改めて申請することで手当を受給できます。受給資格などを確認のうえ、忘れずに申請してください。

手当の種類	対象者	手当月額
① 特別障害者手当(国)	20歳以上で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障がい重複している方、または同等の疾病、精神障がいがあり、常時特別な介護を必要とする方	27,350円
② 障害児福祉手当(国)	20歳未満で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の方、または同等の疾病、精神障がいがあり、常時介護を要する方	14,880円
③ 重度心身障害者手当(都)	心身に重い障がいがあり、常時複雑な介護を要する方	60,000円
④ 心身障がい者手当(都)	20歳以上の身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、または進行性筋萎縮症の方	15,500円
⑤ 一般障がい者手当(市)	身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度の方	4,000円
⑥ 特定疾患(難病)手当(市)	市の指定する疾患を有し、特定医療費(指定難病)受給者証、マル都医療券、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかの交付を受けている方	6,000円

※手当は申請した月(一部手当は翌月)分から支給します。

※手当により、所得制限などの支給要件があります。

※①～④は特定の施設に入所している場合は受給できません。③④は65歳以上の方は特定の場合を除き新規申請はできません。

更新手続きが必要な方は書類の提出をお忘れなく

手続きが必要な方へ案内をお送りします。未提出の場合は手当の支給が停止しますので、必ず期限内にご提出ください。

④ 各期限までに必要書類を直接または郵送で「〒181-8555 障がい者支援課」(市役所1階14番窓口)へ

◆特別障害者手当など(①②)の更新

8月11日(水)～9月10日(金) (必着)に現況届を提出

◆重度心身障害者手当(③)の更新

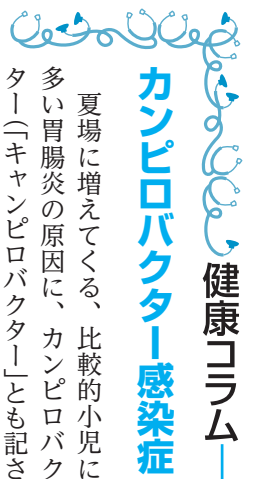
8月31日(火) (必着)までに所得状況届を提出

◆心身障がい者福祉手当(④～⑥)の更新

1月2日以降に転入した受給者のうち必要な方に、9月以降に案内を郵送します

心身障害者医療費助成制度(マル障)受給者証を郵送します

現在お持ちの受給者証の有効期限は8月31日です。所得審査を行い、引き続き対象となる方には、8月末に新しい受給者証を郵送します。



健康コラム

夏場が増えてくる、比較的小児に多い胃腸炎の原因に、カンピロバクター(「キャンピロバクター」とも記される)がある。感染症があります。冬場に流行するノロウイルスやロタウイルスが原因の胃腸炎と異なり、病原性大腸菌O157やサルモネラ菌などのような細菌の一つ、カンピロバクターが原因の腸炎です。

感染は、カンピロバクターという菌に汚染された食べ物を食することによって、食中毒として起こります。菌を保有する鶏肉などを十分加熱されていない状態で食べて感染することが多いですが、菌で汚染された肉を切った包丁やまな板を使って調理した生野菜を食することも原因になります。

発症までの期間は、ほかの細菌性胃腸炎よりやや長く、2日から5日くらいとされています。症状はほかの胃腸炎と同じく、下痢、嘔吐(おうと)、腹痛、発熱などですが、血便、粘液便が出ることもあります。まれではあります。が、ギラン・バレー症候群という神経の病気を起こす可能性もあるため、単なる食中毒と軽視することは禁物です。

予防法としては、食材をしっかりと加熱し殺菌すること、食材を適切に低温保存し細菌を増殖させないようにすること、生で食べる食材を調理する前には包丁やまな板をしっかりと洗浄することなどが挙げられます。自然に軽快することも多いようですが、カンピロバクターは細菌なので、抗生物質が有効です。また、便の培養検査によって確定診断ができます。

ステイホームが続く、自宅で調理する機会なども増えてきていると思いますが、食卓に細菌を混入させない工夫をしましょう。また、もしも、胃腸炎症状が出現し、強い下痢などの症状が続く場合には、早めに受診し診断・治療を受けましょう。

問 三鷹市医師会 ☎47-2155